

記入例

規則第5号様式（第10条関係）

定款変更認証申請書

年 月 日

三重県知事 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
(電話番号)

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

(注) 法人によって定款の記載内容は異なります。
法人の定款にあわせて、修正して作成してください。

記

1 変更の内容

条文の番号は、定款に合わせて変更してください。

現 行	変 更 後
(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、 <u>特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表第3号、第5号に該当する特定非営利活動を行う。</u>	(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、 <u>次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</u> <u>(1) まちづくりの推進を図る活動</u> <u>(2) 環境の保全を図る活動</u>
(事業) 第5条 (略) 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その <u>収益</u> は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。	(事業) 第5条 (略) 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その <u>利益</u> は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。
(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 (以下、略)	(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 <u>理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> (以下、略)

活動の種類を法別表の号数のみを記載している場合の例。
このほか、号数+活動の種類名が併記されている場合も早い段階での定款の変更が必要。

その他の事業を規定している場合の例。

代表権を理事長だけにする場合の例：「理事長以外の理事は、・・・」を追加することが望ましい。

<p>(権能) 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び<u>収支予算の決定</u>並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>収支決算の承認</u> (以下、略)</p> <p>(議決) 第 27 条 2 (略)</p> <p>(議事録) 第 29 条 2 (略)</p>	<p>(権能) 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>活動決算</u> (以下、略)</p> <p>(議決) 第 27 条 2 (略) <u>3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録) 第 29 条 2 (略) <u>3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> (1) <u>社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> (2) <u>前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称</u> (3) <u>社員総会の決議があったものとみなされた日</u> (4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p>	<p>活動予算、活動計算書を導入する場合の例。</p> <p>みなし総会決議を導入する場合の例。</p> <p>みなし総会決議を導入する場合の例。</p>
--	--	---

<p>(定款の変更) 第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する 軽微な事項を除いて 所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(定款の変更) 第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する 事項に該当する場合は 所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>「軽微な事項を除いて」の文言がある場合の例。</p>
---	--	-------------------------------

2 変更の理由

法改正のため。

その他、法人の実情に応じて、変更の理由がある場合は、記入してください。